

「豊能防災ボランティア」実施マニュアル 変更箇所

変更前（令和8年5月28日までの運用）	変更後（令和8年5月29日以降の運用）
<p>1 目的 大阪府池田土木事務所（以下、「当事務所」という。）管内で、大規模な災害が発生した場合やその恐れがある場合（以下「大規模災害が発生した場合等」という。）に、実施マニュアルに基づき登録のボランティアの協力を得て、当事務所が所管する施設（以下、「管理施設」という。）の被害状況を速やかに把握することで、被害の拡大防止と迅速な復旧活動を図ることを目的とします。なお、本マニュアルは令和6年（2024年）4月1日（月曜日）以降に適用します。</p> <p>3 登録の届出 ① 大規模災害が発生した場合等に、自主的に管理施設の緊急点検を行なっていただける民間事業者の方は、事務所に登録の届出をお願いします。 【提出書類（各2部）】 ・「豊能防災ボランティア」登録届出書（様式-1） ・点検区間届出書（様式-2） ・点検対象範囲を示す地図 ② 登録の有効期限は、届出を受理した日にかかわらず、登録日から令和9年（2027年）3月31日（水曜日）までとします。 ③ 登録の受付は、令和8年（2026年）3月16日（月曜日）までとします。</p> <p>5 緊急点検結果の報告 ① ボランティアは、以下に定める大規模災害が発生した場合等には、あらかじめ登録した点検施設の被害状況を自主的に把握し、別途定める方法で以下の報告期限内に事務所に報告して下さい。なお、緊急点検の結果、管理施設に被害がなかった場合も被害無しの旨で報告をお願いします。 【緊急点検の対象】 当事務所管内において以下の場合に緊急点検を実施 ・当事務所管内で震度4以上の地震が発生した場合 ・「3 登録の届出」にて届出した点検施設が含まれる市町村で大雨、洪水または暴風警報が発表された場合 （ただし、点検区間が含まれる市町村で発表がない場合でも当事務所管内で発表された場合であれば受理） ・その他、事務所に点検要請を行った場合 （届出書の記載内容にかかわらず、緊急点検等をお願いする場合があります） 【報告期限】 気象警報の場合は警報解除後、地震の場合は発災後それぞれ3日程度 【提出書類（1部）】 「豊能防災ボランティア」緊急点検報告書（様式-5） ② 緊急点検は、点検が安全に行える状況になったことを確認するなど、点検者の安全を最優先し、点検者が二次災害に巻き込まれることがないよう、自らが責任を持って行うものとします。</p>	<p>1 目的 大阪府池田土木事務所（以下、「当事務所」という。）管内で、大規模な災害が発生した場合やその恐れがある場合（以下「大規模災害が発生した場合等」という。）に、実施マニュアルに基づき登録のボランティアの協力を得て、当事務所が所管する施設（以下、「管理施設」という。）の被害状況を速やかに把握することで、被害の拡大防止と迅速な復旧活動を図ることを目的とします。なお、本マニュアルは令和8年（2026年）5月29日（金曜日）以降に適用します。</p> <p>3 登録の届出 ④ 大規模災害が発生した場合等に、自主的に管理施設の緊急点検を行なっていただける民間事業者の方は、事務所に登録の届出をお願いします。 【提出書類（各2部）】 ・「豊能防災ボランティア」登録届出書（様式-1） ・点検区間届出書（様式-2） ・点検対象範囲を示す地図 ⑤ 登録の有効期限は、届出を受理した日にかかわらず、登録日から令和9年（2027年）3月31日（水曜日）までとします。 ⑥ 登録の受付は、令和8年（2026年）3月16日（月曜日）までとします。 （今期の募集は終了しました）</p> <p>5 緊急点検結果の報告 ① ボランティアは、以下に定める大規模災害が発生した場合等には、あらかじめ登録した点検施設の被害状況を自主的に把握し、別途定める方法で以下の報告期限内に事務所に報告して下さい。なお、緊急点検の結果、管理施設に被害がなかった場合も被害無しの旨で報告をお願いします。 【緊急点検の対象】 当事務所管内において以下の場合に緊急点検を実施 ・当事務所管内で震度4以上の地震が発生した場合 ・「3 登録の届出」にて届出した点検施設が含まれる市町村でレベル3大雨警報以上、レベル3土砂災害警報以上または暴風警報以上が発表された場合 （ただし、点検区間が含まれる市町村で発表がない場合でも当事務所管内で発表された場合であれば受理） ・その他、事務所に点検要請を行った場合 （届出書の記載内容にかかわらず、緊急点検等をお願いする場合があります） 【報告期限】 気象警報の場合はすべての気象警報解除後、地震の場合は発災後それぞれ3日程度 【報告方法】 1. 大阪府行政オンラインシステムによる報告 2. メールによる報告 ※メール報告の場合は「豊能防災ボランティア」緊急点検報告書（様式-5）を添付すること ② 緊急点検は、点検が安全に行える状況になったことを確認するなど、点検者の安全を最優先し、点検者が二次災害に巻き込まれることがないよう、自らが責任を持って行うものとします。</p>

豊能防災ボランティア 緊急点検報告書（様式-5） 変更箇所

変更前（令和8年5月28日までの運用）	変更後（令和8年5月29日以降の運用）
<p><u>※報告は、気象警報の場合は警報解除後、地震の場合は発災後それぞれ3日程度までに報告してください。</u></p>	<p><u>※報告は、気象警報の場合はすべての気象警報解除後、地震の場合は発災後それぞれ3日程度までに報告してください。</u></p>